

2026 年 7 月 10 日

環境大臣 石原 宏高 殿

～水俣病公式確認 70 年を迎えて～

環境安全保障の確保を求める要望

中道改革連合 興水 恵一 環境部会長

立憲民主党 三上 えり 環境部会長

公明党 原田 大二郎 環境部会長

水俣病が公式に確認されてから 70 年の節目を迎えました。水俣病という未曾有の公害により、尊い生命を失われた方々に心から哀悼の誠を捧げるとともに、残されたご遺族の深い悲しみ、今なお苦しみの中にある被害者の方々とそのご家族の苦痛と苦難に、深く思いを致すものです。

水俣病は、単なる一地域の公害問題ではありません。美しい自然とともに生き、自然の恵みに支えられてきた地域において、人々の生命と暮らしを脅かすものとなった悲劇は、言葉に尽くせない重みを持っています。人の生命と健康、自然環境、地域社会、産業活動、食の安全・安心、そして行政に対する信頼が、いかに密接に結び付いているかを示す、我が国の環境政策の原点であります。

いま環境問題は、気候変動や生物多様性の損失、廃棄物問題などによって、人々の暮らしと未来を脅かしています。その意味において、水俣病の教訓は、環境を守ることが国民の生命、健康、暮らしを守ることであり、まさに国家と地域の安全保障そのものであるという「環境安全保障」という概念の重要性を、私たちに問いかけています。

忘れてならないのは、被害の実態がありながら、国や県、企業による対応が遅れ、被害が拡大した歴史です。平成 16 年の最高裁判決において、国が必要な規制権限を行使せず、被害拡大を防げなかったことについて国家賠償責任が認められた事実を、政府は改めて厳粛に受け止めなければなりません。

生命の尊厳を守る政治とは、被害の有無を数字や制度だけで捉えるのではなく、その背後にある一人ひとりの人生、家族、地域の痛みに寄り添うことであります。人々の安全で安心な暮らしを守るべき行政が、苦しむ一人ひとりの声に迅速に応えられなかった事実を深く反省し、その反省の上に立って、水俣病対策を早急に着実かつ継続的に進める必要があります。

水俣病によって損なわれたものは、健康被害や環境汚染にとどまりません。偏見や差別、地域社会の亀裂、家族の苦悩、そして声を上げることすらためらわせる社会の無理解が、多くの人々を長年にわたり苦しめてきました。水俣病患者やその家族が地域社会の中で孤立し、差別や偏見を恐れて救済の申請をためらったという声もあります。だからこそ、私たちは改めて、すべての人の生命は等しく尊く、いかなる病や障がい、被害によっても人間の尊厳が損なわれてはならないとの原点に立ち返らなければなりません。

これまで、公害健康被害の補償等に関する法律及びその前身である公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく認定・補償、さらに 1995 年及び 2009 年の二度の政治解決による救済が行われ、5 万人以上の方々が救済されてきました。一方で、水俣病特措法の対象地域などの周辺においても、健康不安を抱える方々がおります。今もなお公健法に基づく認定を求める方々、新たな救済を求める方々が存在しており、いまだに裁判が続いている現状も踏まえ、一人ひとりの苦しみが置き去りにされることがあってはなりません。

また、差別や偏見をなくするためには、正しい知識の普及啓発が不可欠です。「水俣病は遺伝しない」ことをはじめ、水俣病に関する正確な理解を社会全体に広げ、被害者とその家族が尊厳を持って安心して暮らせる地域社会を築いていく必要があります。近年の企業や自治体による水俣病に対する誤った情報発信の事案が生じたこともあり、一般社会へ向けた情報発信の強化とともに、学校・地域での啓発プログラムや被害者の声を社会に届ける仕組みの構築が求められています。

水俣市では、1990年代から環境モデル都市づくりや「もやい直し」、すなわち地域の絆の修復に向けた取組が進められてきました。熊本県においても、水俣市と共同で実施した「環境創造みなまた推進事業」をはじめ、地域の再生と振興に向けた努力が重ねられてきました。これらの取組は、深い傷を抱えた地域が、対立と分断を乗り越え、もう一度、人と人、人と自然が結び合う社会を取り戻そうとする尊い歩みであります。

水俣病の記憶と教訓を風化させることは、同じ過ちを繰り返さないための社会の備えを弱めることにつながります。今後、気候変動、化学物質管理、海洋汚染、廃棄物問題、生物多様性の損失など、環境をめぐるリスクが複合化・広域化する中で、水俣病の被害を、国民の生命と暮らしを守る「環境安全保障」の教訓として、次世代に継承していく必要があります。

私たちは、人間の尊厳を守り抜くとの決意のもと、被害者救済、地域の再生、差別・偏見の根絶、医療・介護・福祉の充実、そして教訓の継承に全力で取り組んでまいります。水俣病の公式確認70年の節目を迎えた今、水俣病対策の更なる拡充とともに、水俣病の悲劇と教訓を謙虚に学び、環境を守ることが、国民の生命、健康、暮らしを守ることに直結する「環境安全保障」の重要性を国際社会に発信し、環境政策のさらなる進展を期待して、以下、要望します。

— 要 望 —

水俣病は、甚大な健康被害と環境汚染をもたらし、公式確認 70 年の節目を迎えた今でも、水俣病に関する偏見・差別、地域社会の亀裂・疲弊に苦しんでおられる方など、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けている。

本年も、地元自治体をはじめ、患者や救済を求める方々、語り部の方々、次世代を担う若者など、多方面から、水俣病発生地域における医療・介護・福祉の充実、再生・融和、もやい直しの促進、地域振興、教訓の継承に関する数多くの要望が寄せられた。

政府には、健康不安を抱える方、差別偏見に悩む方、さらなる救済を求める方、経済的な苦境にある方、地域振興を望む方、将来に希望を持ちたい次世代の方など、様々な立場にある住民の想いを汲み取りながら、水俣病患者並びに、被害者全体に裨益する施策が求められている。

私たちは今この時に、水俣病関連の予算を大きく拡充し、福祉の充実、持続可能な地域振興、もやい直しの強化、環境安全保障への取組などを、大胆に推進することが重要と考える。よって、政府に対して、関係団体や地元自治体等からの要望も含めて、以下の事項に対する誠実で丁寧な対応を強く求める。

記

1. 水俣病の被害を受けた患者一人一人の、療養手当の継続的見直し、胎児性・小児性患者への支援など、医療・福祉向上を図ること。また水俣病患者を中心に、水俣病の被害を受けた方々への地元自治体による総合的な生活支援・リハビリ等の健康支援・介護支援・移動支援・相談支援など、さらなる拡充を図ること。

2. 水俣病に対する正しい知識の情報発信・普及啓発は、家族や地域社会の分断を解消し、地域の差別・偏見の解消を図ると同時に、環境問題への認識を深める事業として学校・地域での啓発プログラムの推進など、具体的な取組みを社会に定着させること。
3. 高齢化が進む水俣病患者は年々少なくなり、実体験の継承、語り部の育成、貴重な資料の保存は、今、取り組むべき喫緊の課題であり、公式確認 70 年のこの機会に、地元自治体と連携し、公害アーカイブズの観点から水俣病の教訓の持続的な伝承への体制を構築すること。
4. 水俣病による影響を受けた地域の課題を踏まえて、一次産業の振興など、より一層の地域振興の強化を図る施策を講じること。また、もやい直し（地域の絆の修復）への支援など、地域住民の交流の場の拡充を図ること。
5. 水俣病に苦しめられた地域が、苦難の歴史を乗り越え、環境再生と地域再生の先進地として、次世代に希望の光を届ける地域となるよう、今後も政府が責任を持ち、当事者との丁寧な対話を重ねながら、行政と地域住民が一体となって歩めるよう継続的、主体的に行動すること。
6. 水俣病の悲劇を謙虚に学び、経験と教訓を忘れずに、環境を守ることが、国民の生命、健康、暮らしを守ることであり、国家と地域の安全保障そのものであるとの認識のもと、「環境安全保障」の重要性を全世界に発信し、地球の環境保全への取り組みに貢献すること。

以上